

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																																								
愛媛県警察職員定数条例	愛媛県警察職員定数条例																																								
昭和33年7月15日 条例第39号	昭和33年7月15日 条例第39号																																								
(職員の定数)	(職員の定数)																																								
第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。																																								
<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">(1) 警察官</td> <td style="font-size: 2em; padding-right: 10px;">{</td> <td>警視</td> <td style="text-align: right;">99人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警部</td> <td style="text-align: right;">202人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;">1,368人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>巡査</td> <td style="text-align: right;">715人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,384人</td> </tr> </table>	(1) 警察官	{	警視	99人			警部	202人			警部補及び巡査部長	1,368人			巡査	715人			計	2,384人	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">(1) 警察官</td> <td style="font-size: 2em; padding-right: 10px;">{</td> <td>警視</td> <td style="text-align: right;">98人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警部</td> <td style="text-align: right;">200人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;">1,350人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>巡査</td> <td style="text-align: right;">706人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,354人</td> </tr> </table>	(1) 警察官	{	警視	98人			警部	200人			警部補及び巡査部長	1,350人			巡査	706人			計	2,354人
(1) 警察官	{	警視	99人																																						
		警部	202人																																						
		警部補及び巡査部長	1,368人																																						
		巡査	715人																																						
		計	2,384人																																						
(1) 警察官	{	警視	98人																																						
		警部	200人																																						
		警部補及び巡査部長	1,350人																																						
		巡査	706人																																						
		計	2,354人																																						
(2) 警察官以外の職員	(2) 警察官以外の職員																																								
計	計																																								
2,799人	2,769人																																								
2 省略	2 省略																																								

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成15年3月18日条例第36号）の一部改正 附則第2項に係る部分

新	旧
附 則	附 則
1 省略	1 省略
2 警察官以外の職員の定数は、次の表の左欄に掲げる期間においては、愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第 号）による改正後の愛媛県警察職員定数条例第2条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げるとおりとする。	2 警察官以外の職員の定数は、次の表の左欄に掲げる期間においては、愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第40号）による改正後の愛媛県警察職員定数条例第2条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げるとおりとする。
表 省略	表 省略